

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

21 テレビの災害時の緊急情報（地震の発生場所・震度など）は、緊急アラートとテロップだけでなく、一日も早く音声化していただくよう、放送局へ働きかけてください。また、緊急速報を報せる警報音を国内で統一するよう、国に働きかけてください。

（回答）

- 府としては、テレビ放送が障がいのある方々への情報提供手段の一つとして大きな役割を担っており、視覚障がい者の方々には「解説放送」が欠かせない要素であると考えています。
- しかしながら、大地震の発生や津波警報の発令など、府民の安全に関わる緊急ニュースについては、テレビ放送中の緊急音の後、テロップで表示される内容が同時に音声で流されないため、視覚障がいのある方々にとって速やかに情報を得ることが困難な状況にあることも認識しております。
- こうしたことから、ご要望の趣旨を踏まえ、従前からNHK大阪放送局をはじめ在阪放送事業者6社に対し要請を行ってきたところです。
- 従前からの課題である緊急音の統一化については、放送事業者の独立性から取組みが進みにくいとのことです。また、L字放送中等における副音声の活用については、現在の技術力では実現が難しいとのことですが、できる限り読み上げ対応を取り入れる事業者もあるなど合理的配慮の放送の進捗が見受けられております。
- なお、緊急地震速報のチャイム音につきましては、気象庁において、テレビやラジオ等はNHKが開発した音を使用するよう推奨されています。
- 今後も、引き続き要配慮者に配慮した放送に取り組んでいただくよう各放送事業者に協会様の要望を情報提供させていただき、報道各社が検討していただけるよう働きかけていくとともに、警報音を国内で統一することを国へ働きかけることについては、報道各社の意見も聞きながら検討してまいります。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 災害対策課
福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

22 近年、甚大な自然災害が頻発しています。大阪府は、市町村と連携を密にして、災害時において、視覚障害者の生命と暮らしが守られる有効な対策と支援を実施してください。

- （１）視覚障害者が危険に備えるための情報を予め入手できるよう、ハザードマップの点字版や音声版を作成するよう市町村を指導してください。
- （２）府内のどこにいても視覚障害者が必要な媒体でハザードマップを提供され、デジタル機器を用いる場合には必要な操作支援も受けられるよう関係機関に働きかけてください。

（回答）

（１）

○ 市町村が作成するハザードマップについては、住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、その周知にあたっては、視覚障がい者を含む要配慮者・避難行動要支援者の方々にも配慮することを大阪府地域防災計画に明記しており、今後も市町村会議の場などにおいて、点字版・音声版のハザードマップの作成事例を紹介するなど、今後も府内市町村への働きかけを行ってまいります。

（２）

○ 大阪府では、府内のどこにいても気象、地震、津波、台風および避難所開設などの情報を確認できる大阪防災アプリを令和６年１月より提供しており、動画での利用マニュアル等も Youtube で公開してきたところです。引き続き、防災情報が音声で伝わるよう、アプリの改良も含めて研究してまいります。

（回答部局課名）

大阪府 政策企画部 危機管理室 防災企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

22 近年、甚大な自然災害が頻発しています。大阪府は、市町村と連携を密にして、災害時において、視覚障害者の生命と暮らしが守られる有効な対策と支援を実施してください。

（3）被災後の避難所においても、視覚障害者の特性を理解した合理的配慮が得られる有効な対策を確保できるよう関係機関に働きかけてください。

（回答）

○ 府では、主に避難所の運営を担っている市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」（以下、府指針）を作成し、市町村の避難所開設・運営を支援しています。

○ 令和7年3月には、障がいと理由とする差別を防ぐ避難所運営がなされるよう、避難所運営委員会といった避難所運営に関わる組織についても、障害者差別解消法上は事業者にあたり、「合理的配慮の提供」は義務となっていることなどを府指針に追記し、マニュアルに反映するよう市町村に周知しています。

○ また、周知後は市町村のマニュアル改定状況に応じて、市町村に対してヒアリング・助言等も行っているところです。

○ 引き続き、市町村に対し、府指針に沿った避難所運営が図られるよう働きかけてまいります。

（回答部局課名）

大阪府 政策企画部 危機管理室 災害対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

25 エスカレーターでの歩行を禁止する条例を大阪府においても制定してください。また、「エスカレーターでは歩いたり走らないように」と分かりやすく表示やアナウンスするよう、関係機関に働きかけてください。

（回答）

- エスカレーターでの歩行による事故防止のため、エスカレーターは歩行せず利用してもらいたいと考えていますが、府民の行動変容を促していくためには、利用者の理解を得るべく地道な普及啓発の取組が大切であると考えています。
- 消費生活センターでは、消費者がリスクを認識して安全にエスカレーターを利用するよう、ホームページや X（旧ツイッター）を活用して消費者啓発に取り組んでいます。
- 消費者庁がエスカレーター事故を含む様々な消費者事故の調査を実施しており、消費生活センターもこれらの調査結果をもとに消費者啓発を行っています。
また、消費者事故等の発生情報を得たときは、消費者庁へ通知を行って情報共有することとしています。
- 今後とも、府民の安全・安心な消費生活の実現に向け、国や関係機関、関係部局と連携・協力しながら、消費者への啓発や注意喚起の強化を図ってまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 消費生活センター（傍線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

25 エスカレーターでの歩行を禁止する条例を大阪府においても制定してください。また、「エスカレーターでは歩いたり走らないように」と分かりやすく表示やアナウンスするよう、関係機関に働きかけてください。

（回答）

○建築安全課では「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」を制定し、エスカレーターやエレベーター等のうち、建築物に附属するものを対象に、事故が発生した場合の届出と再発防止策の実施を建物所有者・管理者に義務づけています。

また、エスカレーターの安全利用に向けて、建築物に附属するエスカレーター等を対象に、建物所有者や管理者に対して、安全対策を実施するよう、事故防止のためのリーフレットを作成し、周知を行うなどの啓発も行っており、今後も、啓発の強化を図ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

26 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（１）鉄道各駅にホームドア、ホーム柵、内方線ブロックを危険度の高い駅から優先して早期に設置するよう鉄道事業者に働きかけてください。

（回答）

＜鉄道推進課回答（ホームドア、ホーム柵部分）＞

○ 可動式ホーム柵につきましては、平成 23 年度に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵整備の促進に努めてきたところです。

○ また、大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、可動式ホーム柵の今後の取組みの方針などをまとめた「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和 8 年 4 月に改定し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの番線に着目し、整備促進を図ることとしております。

○ 令和 8 年 3 月現在、府内の全 5 2 1 駅 1, 3 5 2 番線のうち可動式ホーム柵が設置されている駅は 1 5 8 駅 4 0 0 番線となっており、一日あたりの利用者 1 0 万人以上の駅については、府内の全 2 5 駅 1 6 2 番線のうち、2 2 駅 8 3 番線となっております。

○ 今後も、この方針に基づき、引き続き鉄道事業者に対し、「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、可動式ホーム柵の早期設置を働きかけてまいります。

＜建築環境課回答（内方線ブロック部分）＞

○ 内方線付き点状ブロックにつきましては、本府としましても、国、府、市町村や鉄道事業者などで構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場を通じて、引き続き共有してまいります。

○ なお、一日あたりの利用者数が 3 千人以上の駅については、全ての駅で内方線付き点状ブロックの設置が完了しております。

○ 今後も、全ての駅に内方線付き点状ブロックが設置されるよう、鉄道事業者に対して働きかけてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課

都市整備部 住宅建築局 建築環境課（傍線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。